

2

分野別施策の展開

■基本目標Ⅰ ともに学び・育ち、自立して暮らす

施策分野1 教育・療育の充実

(1) 早期療育の充実

乳幼児から学齢期までの発達は、その後の成長にとって重要な時期であり、乳幼児の健康診断による障害や疾病等の早期発見と、適切な方法による支援を実施することが重要です。

市では教育委員会内に特別支援教育推進室を設置することで、健康と教育の2つの部署が連携を図り、障害児の早期療育に向けた発達相談・支援体制の整備に取り組んでいます。

今後は、総合相談窓口の明確化の必要性から、継続的支援を行う専門職の充実、そして障害の疑いのある子とその親に対する継続支援の受け皿の必要性から、発達相談機能と支援の充実に取り組みます。

施策事項	施策内容
①乳幼児の健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ■乳幼児に対する健康診査を実施し、疾病等の早期発見・早期治療、療育、訓練へと必要な支援が適切につながっていくよう努めるとともに、医療機関などとの連携を図り、子どもの発達支援を推進します。
②療育ネットワークの充実	<ul style="list-style-type: none"> ■乳幼児の健康診査や発育・発達に関する相談・支援を、発達クリニックや療育相談会などの総合療育システムを利用し、継続的に実施します。 ■自閉症や学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(AD/HD)など、発達障害の早期発見に努めるとともに、障害の状態に即した適切な就学支援を行います。
③障害児保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■障害児等療育支援事業者と連携を図り、療育施設や保育施設の相互利用を図るとともに、市内保育所、幼稚園に対して、特別な支援を要する児に対しての人材の配置や理解促進など、障害児保育の充実を図ります。
④発達相談と支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■社会福祉士など専門職による相談を実施し、発達相談と支援の体制の充実を図ります。 ■障害児の特性に応じた生活や学習に関する適切な指導・助言・情報提供等を行います。また、必要に応じて、医学的な診断や心理判定などを行い、支援方針を立てます。 ■保護者に対して、障害に対する正しい理解促進を図り、保護者間の交流を図ることにより、安心した生活を送ることができるよう支援します。

(2) 特別支援教育の充実（障害児教育の充実）

市では、教育委員会内に特別支援教育推進室を設置することで、小中学校、幼稚園、保育所の巡回訪問を行うとともに、通級指導教室の設置、更に特別な配慮や支援が必要な学級に対してサポート教員を配置するなど、教育の体制強化に努めています。

今後、これらの体制を更に強化するために、支援が必要な通常の学級に学習支援員を配置して、個別指導を行うとともに、支援の必要な保育所、学校等を巡回し、指導助言や関係機関との調整を行う巡回指導を強化することによって、個に応じた学習・生活支援を行うことが必要となります。

施策事項	施策内容
①特別支援教育の体制強化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 関係機関と連携を図り、幼稚園・保育所や学校を訪問し、早期発見・早期支援に努めます。 ■ 特別な教育的配慮や支援が必要な学級に対して学習支援員を配置し、T T (Team Teaching) での指導や校内通級等の取り出しによる個別指導を行います。 ■ 障害のある児童生徒の良さや特性を生かすために、個々に応じた教育を行い一人ひとりを大切にする教育を推進します。 ■ 特別支援教育巡回指導員を配置し、児童生徒や保護者との面談等を行い、関係機関との連携を図ることで支援体制の強化を図ります。
②通級指導の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市内の小・中学校の通常学級に在籍する障害のある児童生徒がより良い指導・支援が得られるよう、通級指導のニーズを把握しながら、年次的に通級指導教室を設置していくとともに、指導の充実に努めます。
③交流教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特別支援学級と通常学級の児童生徒が、それぞれの特性を生かして、共同の学習活動や生活体験などができるよう、交流教育を推進します。また、総合支援学校の児童生徒と近隣小・中学校の交流や居住地校との交流を推進します。
④体験学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「特別支援教育青い鳥基金」を活用し、より広い視野を持たせるとともに、知識と能力の向上を図り、自立や社会参加に向けて主体的に取り組めるよう、社会体験を含めた体験学習を推進します。

(3) 就学・教育相談の充実

教育委員会の特別支援教育推進室が就学相談のワンストップの窓口となり、関係機関と連携を図りながら、個に応じた就学先のコーディネートを行っています。

今後、発達相談と支援の充実強化により、発達や就学、進路、就職に関する相談など、個々の成長に合わせた相談をしやすい体制を整えることで、新たな進路を選択する障害児とその家族にとって、最も適切な就学、教育をコーディネートしていくことが課題となります。

施策事項	施策内容
①就学相談窓口の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■ワンストップの総合相談窓口で、発達や就学、進路、就職に関する相談などあらゆる相談を受け付け、相談内容により関係機関と連携を図りながら、相談者と関係機関のコーディネートを図ります。 ■適正な就学指導を進めるために、相談窓口で随時相談を受け付けるほか、就学前の児童と保護者を対象とした就学相談会を実施します。
②関係機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ■各幼稚園・保育所、学校、関係機関との連携を密にし、就学相談を継続的・計画的に実施して、適正就学に努めます。 ■各学校においては、県の教育機関や各医療機関などと連携を図りながら、教育相談活動を推進します。また、教職員や関係機関で事例検討会を開催し、情報の共有化やネットワークの強化を図るとともに、支援の必要な親子をサポートします。

(4) 教育環境の整備

発達障害など、障害の多様化が進む中、通常学級にも支援を必要とする児童生徒が増えています。教職員等への特別支援教育に関する研修を実施し、障害に対する理解を深め、支援技術の向上に努めることが重要です。

今後も、学校や地域で、障害に対する理解促進を更に深めるとともに、障害者が安心して学校生活を送ることができるよう、学校施設や設備等の整備も併せて実施していくことが必要となります。

施策事項	施策内容
①障害児支援情報共有システムの推進	<ul style="list-style-type: none"> ■一人ひとりのニーズに応じた療育や教育を受けることができるよう、乳幼児や学齢期、青年期など、発達ステージが変わっても、保育・教育・保健・医療・福祉等の各関係機関の情報を支援者間で共有することにより、各関係機関の連携のもと、一貫した支援が行われるよう「相談・支援手帳(パーソナル手帳)」を活用した情報共有システムを推進します。
②教職員などの資質向上	<ul style="list-style-type: none"> ■特別支援教育に係る研修を充実し、教職員・生活指導員・保育士等の障害に対する理解や支援技術の向上に努めるとともに、地域コーディネーター^{※48}の活用により、障害の程度や発達段階に応じた教育内容・指導方法の充実を図ります。
③学校の設備等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ■学校生活を安心安全に送ることができるよう、児童生徒の障害の状態に応じた施設や設備等の整備を推進します。
④地域生活支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■学童保育クラブなど、障害児と家族の支援を担う地域資源に対して、内容の充実を図るとともに、障害児の受け入れに際して必要な施設や設備についても整備に努めます。

施策分野2 保健・医療サービスの充実

(1) 疾病の予防・早期治療の充実

障害には、疾病や事故などによる後天的な障害があります。障害の原因となる疾病を予防するため、健康診査や健康相談、健康教室などを実施していますが、特に特定健診受診率向上について、重点的に取り組むことが課題となっています。

また、障害者の医療費を助成することは、経済的負担を軽減するとともに、障害を除去、軽減して日常生活を容易し、自立に向けた活動を行うことを支援するために重要なものです。

施策事項	施策内容
①親子(母子)の健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ■公費負担による健康診査（妊婦健康診査）や妊婦教室を開催し、妊婦の健康状態の把握に努め、医療機関と連携を図り、適切な支援を行います。 ■親子保健手帳（母子健康手帳）の交付者全員（夫、パートナーも含む）に対して、保健師等専門職員による個別指導や相談を行い、健康づくりを推進します。
②青少年の健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ■教育機関と連携し、青少年に対して、性教育、喫煙及び食育の健康教育を推進します。
③高齢者の健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ■65歳以上の二次予防事業対象者に対して、健康教育や機能訓練により、生活機能低下の防止と要介護状態への予防を図ります。
④生活習慣病など予防対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■障害の原因となる生活習慣病の予防及び早期発見のための特定健康診査・特定保健指導を実施するとともに、啓発活動や健診内容の充実等により受診率の向上を図ります。また、レセプトデータを活用した保健事業（データヘルス）を実施することにより、疾病の重症化予防を図ります。
⑤医療費助成制度の運営	<ul style="list-style-type: none"> ■重度心身障害者の医療費の自己負担に対する助成を行い、経済的負担の軽減と保健福祉の増進を図ります。 ■障害者の更生に必要な医療費に対する助成を行い、障害を除去または軽減することによって、職業の能力を増進し、日常生活を容易にします。 ■身体に障害のある児童や、医療を行わないと将来障害を残すと認められる児童が将来の生活の能力を得ることを目的として、医療費に対する助成を行います。

(2) 障害者の健康相談・指導体制の充実

保健師による障害者への相談・訪問指導により、医療や訓練につなげるとともに、日常生活の援助や社会参加への支援を行っています。

障害者やその家族が抱える様々な生活上の問題を解決していくには、身近な地域で相談できる体制づくりが求められています。

また、ひきこもりが増加していることから、障害の疑いのある人も含め、本人や家族に対する相談支援体制についても強化する必要があります。

施策事項	施策内容
①相談・訪問指導の充実	<ul style="list-style-type: none">■障害者等及びその家族に対して、個々に応じた生活支援のために、保健師などが相談・指導を行います。■地区担当保健師により、地域住民に対するきめ細やかな情報提供と相談、指導を行う、校区支援活動を実施します。■障害者等の在宅療養を支援するための看護師などによる訪問看護については、サービス調整を行うとともに、利用促進に努めます。■ひきこもり本人や家族からの相談内容に応じて、山口県ひきこもり地域相談センター等と連携を図り、ひきこもり者の相談や訪問など体制の強化を図ります。
②機能訓練指導の充実	<ul style="list-style-type: none">■65歳以上の二次予防事業対象者に対する要介護状態への予防のため、日常生活訓練に重点を置いた心身の機能回復訓練を行います。
③精神障害者の社会参加への支援	<ul style="list-style-type: none">■病院から在宅への移行や在宅生活の継続など、精神障害者の社会参加に向けて、精神保健福祉に係るネットワークを構築し、地域生活の支援体制の強化を図ります。

施策分野3 福祉・生活支援の充実

(1) 相談支援体制の充実

障害者やその家族が不安になったり、孤独感に陥らないようにするために、いつでも気軽に相談できる場所が必要です。

障害者の相談については、障害福祉課窓口、相談支援事業者、そして障害者相談員などが受け付けているところですが、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害福祉課内に基幹相談支援センターを設置し、相談、情報提供、助言を行っています。

また、障害福祉課内に虐待防止センターを設置することにより、虐待やその疑いのある相談、通報を受け付けるとともに、虐待を防止するための取り組みを実施しており、今後ますます機能の充実が必要となります。更に、障害者が安心した生活を送るためには、障害者とその家族等が抱える様々な問題の解決に向けて、権利擁護をはじめとする地域における相談支援体制を強化する必要があります。

施策事項	施策内容
①地域相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■障害者や家族などからの様々な相談内容に応じて、サービス事業所や保健・医療・福祉の関係機関との連携を図り、障害者相談員などの身近な相談窓口や専門的な相談機関に至る総合的な相談支援体制を充実します。 ■障害福祉課内に基幹相談支援センターを設置し、相談支援事業者などとの連携を強化するとともに、保健師が常駐することにより、総合的・専門的な相談支援を実施し、地域における相談機能の充実を図ります。 ■障害福祉課内に障害者虐待防止センターを設置し、障害者の権利擁護・虐待に関する相談や通報を受け付けるとともに、訪問指導を実施するなど虐待を防止するための取り組みを実施します。 ■相談支援事業の更なる周知を図るとともに、障害者が抱える様々な問題に対し、その人に応じたきめ細かな支援が行えるように、相談支援事業におけるケアマネジメント体制の強化を図ります。
②居住サポート事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ■障害者が入所施設又は病院から地域生活へ移行し、安心して地域での生活ができるように支援します。特に、障害者の地域での住まいの確保を支援するために、障害者相談支援事業者において円滑な入居調整などができるよう機能強化を図ります。
③権利擁護施策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■社会福祉協議会における地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の周知と利用の促進を図ります。 ■親亡き後の不安を解消するために、成年後見制度の周知と利用の促進を図ります。

(2) 福祉サービスの充実

障害者が住み慣れた地域で自立した生活を営むためには、障害の特性や程度に応じ、必要な支援を必要な時に受けられる様々な福祉サービスの充実が求められており、利用者のニーズに合ったサービスの提供に努めています。

また障害者総合支援法の施行により、障害者の範囲に難病が追加され、サービス受給者の対象も広がったところです。今後は特に、緊急時の支援体制を強化することが求められており、在宅の障害者が緊急時に、一時的な施設の利用ができるよう、サポート体制を構築します。

施策事項	施策内容
①障害福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ■障害者が必要とするサービスについて、質の高いサービスを円滑に提供できるよう体制を整備します。 ■施設や病院からの地域移行を希望する人について、地域移行支援や地域定着支援の利用、また、グループホームの入居や在宅生活などにより、地域移行を支援します。 ■障害者の身体機能を補完又は代替するところで日常生活をしやすいするため、補装具費支給制度の普及促進を図るとともに、重度障害者等に対して特殊寝台・便器などの日常生活用具の給付を行うことにより、日常生活の便宜を図ります。 ■行動上の課題や医療的ケアなど、特別なニーズがある在宅の人たちが利用できる短期入所サービスや通所サービスを推進します。 ■障害児が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、放課後等デイサービス、児童発達支援など、適切なサービスの提供を図ります。
②小規模多機能サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ■障害者の家族の負担軽減や受け入れ施設不足の解消のために、小規模多機能型居宅介護事業所での障害児の通所サービス・障害者の短期入所を推進します。
③移動支援対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■障害者等の社会参加を促進するため、移動支援事業については、今後も利用しやすいサービスを目指します。 ■福祉サービス券や障害者バス優待乗車証の交付により、障害者等の外出を支援します。
④緊急時支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ■入所施設と居宅サービス事業所、相談支援機関など、地域社会を支える関係機関との連携を図ることにより、緊急の対応を要する障害者のための支援体制を構築します。 ■在宅の障害者の緊急時に一時的に施設の短期利用ができるようにします。また、短期入所ができない場合にはヘルパーを派遣できる体制を構築します。

(3) 地域支援システムの充実

障害者が地域において安心して生活を送るため、保健・医療・福祉・教育・就労などの支援者間そして当事者・家族との連携を深めることが不可欠であり、個別支援会議の開催による支援体制の強化や、障がい等地域支援ブロック会議等により、サービスの提供体制を強化しています。

今後もサービスの提供体制の強化、支援者のネットワークの充実を図るとともに、地域包括支援センターや地域支援団体と連携し、地域における総合的な支援体制を強化します。

施策事項	施策内容
①支援者ネットワークの拡充	<p>■障害者一人ひとりのニーズにきめ細かく対応するために、当事者・家族と障害者相談支援事業者や指定特定相談支援事業者を中心とした障害福祉サービス事業者などの関係者で個別支援会議を開催し、個別の課題に対応する支援体制を強化します。</p>
②サービス提供システムの強化	<p>■「障がい等地域支援ブロック会議」、「支援センター・社会福祉協議会及び障害福祉課連絡会議」、「地域自立支援協議会」などで、地域課題の解決に向けた協議や検討を行ない、サービスの提供体制を強化します。</p>
③退院情報連絡システムの推進	<p>■「宇部市退院情報連絡システム」の更なる充実に努め、入院中の障害者などの円滑な地域生活の移行を促進します。</p> <p>また、施設で生活している障害者が地域での生活を希望した場合は、関係機関で十分な調整を行い、地域生活への支援を行います。</p>
④地域で支え合うネットワークづくりの推進	<p>■「宇部市地域福祉計画」や「宇部市社協第四次地域福祉活動計画」なども踏まえ、障害者等の生活全般を地域で支える取り組みについて、関係機関と連携して推進します。</p> <p>■子どもから高齢者、障害者まで対象を区別せず、住民共助の福祉サービスを提供するとともに、地域福祉拠点「ご近所福祉」を引き続き実施し、地域包括支援センターや地域支援団体と連携することで、地域支援システムの充実を図ります。</p> <p>■社会福祉協議会や地域と緊密な関係を保ちながら、引き続き、「福祉の輪づくり運動」を支援し、多様な福祉活動が地域の中で確立するように努めます。</p> <p>■地域における閉じこもり防止・介護予防を目的とした「ふれあい・いきいきサロン活動」は、地域の障害者も参加できるよう環境を整えます。</p>

基本目標Ⅰにおける主な取り組みの関連指標を示します。

指 標 名	22 年度 現状	25 年度 目標値	25 年度 現状	29 年度 目標値
乳幼児健康診査の受診率	94%	100%	91.2%	100%
特定健康診査の受診率	15.7%	65%	20.1%	60%
特別支援教育推進室での対応件数	65 件	115 件	175 件	145 件
特別支援教育に関わる個別事例検討会の実施回数	6 回	20 回	16 回	20 回
個別の相談・支援手帳(パーソナル手帳)配付数	—	1,500 部 (累計)	495 部 (累計)	1,500 部 (累計)
通級指導教室設置校数	4 校	5 校	5 校	9 校
障害者相談員数	28 人	31 人	31 人	31 人
地域福祉権利擁護事業の利用者数	104 人	160 人	129 人	160 人
ご近所福祉活動拠点の活動箇所数	5 箇所	24 箇所	14 箇所	24 箇所
「ふれあい・いきいきサロン」の活動数	39 箇所	42 箇所	49 箇所	65 箇所
発達相談支援実施件数			—	800 件

※関連指標については、第四次宇部市総合計画中期実行計画の計画期間と整合性を図り、目標年度を平成 29 年度とします。